

ふだんの暮らしを幸せに・・・ 困りごとと援助サービス

困りごとと援助サービスは 70 歳以上の高齢者や障害者の方を対象に、日常生活でのちょっとした困りごとを解決するためのサービスです。電話で簡単に申し込みができ、30 分 300 円で利用いただけます。暮らしのちょっとした困りごとにより、地域の協力員が対応します。

1. 利用の対象となる方

- (1) 高齢者（概ね 70 歳以上）
- (2) 障害者（概ね 3 級以上）
- (3) その他会長が必要と認めた者

2. 利用料

利用料： 300 円／30 分

（その他、サービスに伴う材料費は利用者の実費負担）

3. 利用できるサービスの内容

- (1) 電球、蛍光灯の取替え
- (2) 水道のパッキンの交換
- (3) 簡易な家具の移動
- (4) 体調をくずした時の近所への買い物
- (5) 散歩・外出の支援

注）車両を伴う外出の支援はできません

- (6) 話し相手
- (7) その他

などお気軽にご相談ください。

原則として 1 人の協力員が、概ね 30 分以内で終了する継続性のない簡易な作業に対応します。

ただし、材料等の買物が伴うサービスなどの場合は、原則 1 時間を限度に延長可能です。専門的な技術を要する作業は、他機関を紹介します。

4. サービス利用時間

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

※年末年始、土・日・祝日はお休みです。



相談・問合せ

〒522-0244 甲良町在士357-1 甲良町保健福祉センター2階
社会福祉法人 甲良町社会福祉協議会事務局

TEL 0749-38-4667 FAX 0749-38-4668

5. ご利用の流れ

① 相談・受付

電話（38-4667）で、
相談・受付をしています。



② 訪問日時の調整

協力員と訪問時間を調整し、
連絡します。



③ 協力員訪問

協力員登録証を携帯した協力員が、
ご自宅に訪問します。



④ サービス利用

概ね 30 分以内で終了する継続
性のない簡易なものに対応し
ます。



⑤ 内容確認 利用料のお支払い

サービスが終了したら、協力員
が記入した領収書と活動報告
書の内容を確認し、サインまた
は押印をお願いします。その
後、利用料をお支払ください。



⑥ 領収書・活動 報告書の受取

最後に、領収書と活動報告書
（利用者控）を渡します。
大切に保管ください。

